

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第12条第1項の規定により令和8年5月8日飯塚市告示第156号で告示した農業振興地域整備計画の一部を同法第13条第1項の規定により変更するので、同法第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により告示し、当該農業振興地域整備計画案を次により縦覧に供する。なお、変更する理由は別紙のとおりである。

当市農業振興地域整備計画の案に対し、飯塚市の住民は下記4により意見を提出することができる。同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により行う農業振興地域整備計画決定の告示にあわせ、当該意見の要旨及び処理の結果についても告示する。

当該農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和8年8月7日の翌日から起算して、15日以内に市に申し出ることができる。

令和8年7月8日

飯塚市長 武井政一

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

自 令和8年7月8日

至 令和8年8月6日

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

飯塚市 経済部 農林振興課

飯塚市 穂波支所 経済建設課

飯塚市 筑穂支所 経済建設課

飯塚市 庄内支所 経済建設課

飯塚市 颯田支所 経済建設課

3 変更する土地

別紙変更理由書のとおり

4 意見の記載内容

(1)意見の提出先

飯塚市 経済部 農林振興課

飯塚市 穂波支所 経済建設課

飯塚市 筑穂支所 経済建設課

飯塚市 庄内支所 経済建設課

飯塚市 颯田支所 経済建設課

(2)意見書の提出方法

持参又は郵送（縦覧期間内の消印有効）

(3)意見書の提出期限

農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間満了の日までとする。

(4)意見提出の注意事項

書面による提出とし、口頭での意見は受けられない。農業振興地域整備計画の変更案以外に対しては意見書を提出できない。

(5)異議申し出の注意事項

書面による提出とし、口頭での申し出は受けられない。農業振興地域整備計画の案のうち農用地利用計画変更案以外に対しては異議を申し出ることができない。

(6)異議申し出の提出先

飯塚市 経済部 農林振興課